

調査報告

少年補導職員及び少年関係課所属警察官への アンケート調査結果報告

望 月 茜

- 1 アンケート調査の概要
- 2 アンケートの回答と分析
- 3 少年サポートセンターの警察組織内における存在意義
- 4 他機関との連携
- 5 考 察

1 アンケート調査の概要

少年サポートセンター¹の運用実態は地域によって大きく異なっている。ここには各警察本部における少年警察活動及び少年サポートセンターに対する意識の違いが関係しているのではないかという仮説のもと、平成23年2月に警察庁少年警察専科に参加した15名の職員を対象として、アンケート調査を行った。

本調査の対象とした15名の職員のうち、少年補導職員²は8名、少年関係課所属の警察官は7名であった。少年補導職員は勤務年数の平均が24.9年の比較的ベテランの職員であり、勤務場所は警察本部、警察署、少年サポートセンターの3つに分かれている。一方で警察官は、勤務年数が平均20.2年で、現在の勤務場所が少年サポートセンターであり、7名のうち2名が少年サポートセンター配属以前に少年係での勤務経験がある。なお、少年補導職員及び警察官は各自別の警察本部に所属している。

質問調査紙は、共通の設問が30問、少年補導職員のみを対象とした設問が

6問、警察官のみを対象とした設問が11問で構成した。共通設問部分は各職員の普段の業務に関する内容の他、他機関との連携状況をその内容としている。一方で、少年補導職員への設問では、少年サポートセンター設置による勤務環境の変化のほか、警察官に対する印象等を、警察官への設問では、配属以前から少年サポートセンターについて知っていたか、認知度を測るもののか、少年補導職員に対する印象等を内容としている。

2 アンケート的回答と分析

1 少年補導職員及び警察官の活動類型

回答者が普段行っている活動として「街頭補導」「少年相談（継続補導、被害者支援以外）」「継続補導（立ち直り支援）」「被害者支援」「広報啓発活動」「少年事件捜査」「生活安全警察活動（少年以外）」「その他」を挙げ、そのうち該当するものを複数選択した後に、1日のうちどのくらいの時間を割いて活動するかをパーセンテージで表してもらった。

(1) 少年補導職員の活動類型 少年補導職員の回答からは、その活動形態を「街頭補導中心型」「少年相談・継続補導中心型」「少年以外業務中心型」の3つに分類することができた。

① 街頭補導重視型（街頭補導・少年相談並列型）³（図1）

街頭補導が主たる活動となっているほか、少年相談や継続補導も行っている。本調査においては1名が該当したが、当該職員は警察施設外設置の少年サポートセンターを勤務場所としている。

② 少年相談・継続支援重視型（図2）

街頭補導をほとんど実施せず、少年相談や継続支援を主とした活動内容としている。本調査では2名がこれに該当した。2名のうち1名が警察施設外設置の少年サポートセンターに勤務しているが、もう1名については警察署で勤務している。

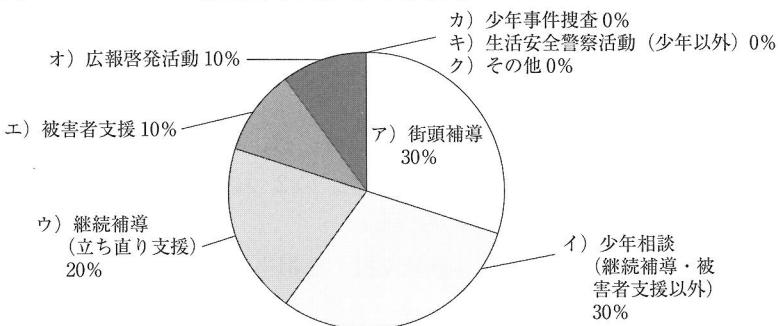
③ 少年以外業務重視型（図3）

生活安全課の他係の庶務や広義での事件捜査を主として担当する。本調査においては4名が該当するが、いずれの職員も、警察本部や警察署

といった警察施設内に設置された少年サポートセンターに配属されている。

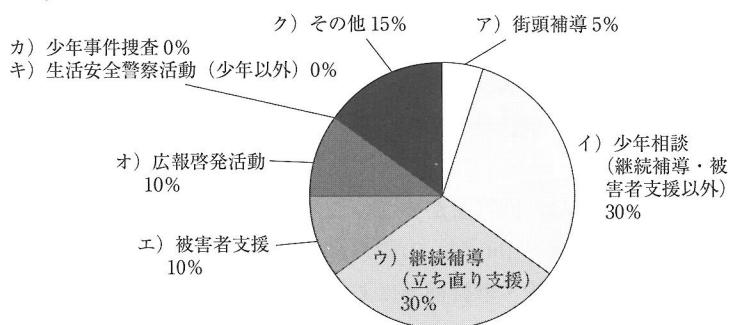
<図1>

街頭補導中心型の少年補導職員



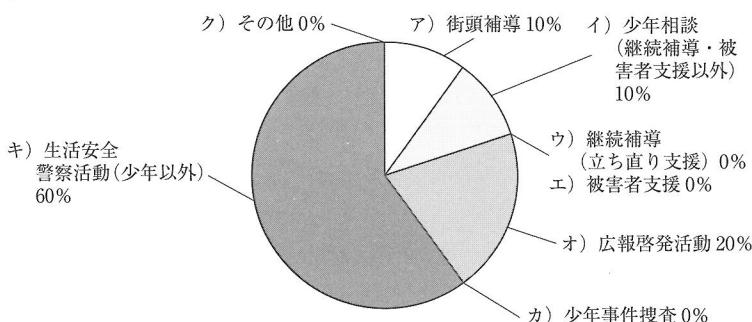
<図2>

少年相談・継続補導中心型の少年補導職員



<図3>

少年以外業務中心型の少年補導職員



本結果において特徴的であるのが、回答者の半数が少年課以外業務重視型に該当したことである。当該類型の職員はいずれも警察署や警察本部等、警察施設内に設置されている少年サポートセンターを勤務場所としているという事実から、警察施設内に設置されていることで、少年相談や継続支援等の専門的な業務よりも、生活安全サポート業務を任せられてしまう傾向にあることが推測される。

(2) 警察官の活動類型 警察官の回答からは、その活動を「少年相談・継続補導中心型」と「事務処理手続中心型」の2つに分類することができた。

① 少年相談・継続支援中心型(図4)

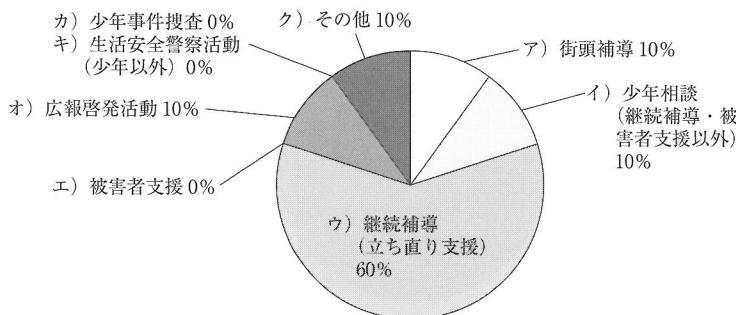
主として「少年相談」「継続支援」を担当している。本調査においては2名が該当した。

② 事務処理手続中心型(図5)

活動内容として「その他」すなわち、企画・会議や通達・資料、報告書等の作成、連絡調整などを主として担当している。本調査においては6名が該当した。なお、活動内容の5割を「街頭補導」が占めると回答した警察官がいたが、事務処理手続についても同程度行っていたため、本類型に含めた。

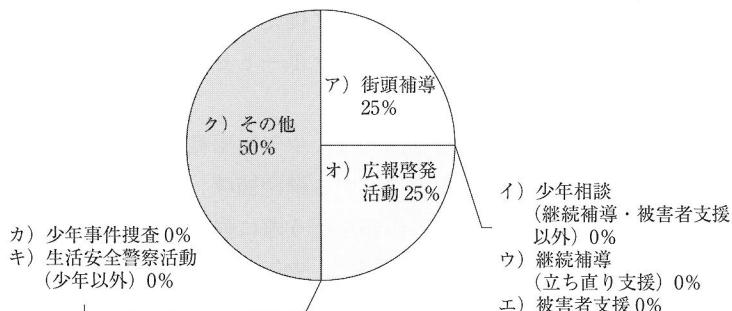
なお、本調査においては、回答者が少ないこともあり、該当者はいなかつたが、全国的には「街頭補導中心型」の警察官も多いと考えられ、むしろ少年補導職員と同じく少年相談・継続補導にあたっている警察官の方が珍しいと考えられる。

<図4> 少年相談・継続補導中心型の警察官



<図5>

事務処理手続中心型の警察官



3 少年サポートセンターの警察組織内における存在意義

(1) 警察組織内における少年サポートセンターの認知度 警察本部内及び警察署内における、少年サポートセンターの主観的な認知度について「職員の大半が知っている」「職員の半分程度が知っている」「職員の30%程度が知っている」「職員の10%程度が知っている」から1つ選択してもらったところ、15名のうち14名は警察本部内における認知度として「職員の大半」もしくは「半分程度」が知っていると回答しており、30%以下の認知度であると回答したのは1名のみであった。

また、警察署における認知度も同様の結果であり、1名を除いて警察署での認知度を「職員の大半」もしくは「半分程度」が知っていると回答していた。しかしながら、警察官を対象として、少年サポートセンターの配属前後の印象の違いを尋ねたところ、回答のあった5名のうち、配属以前は「ノルマもなく楽な仕事だと思っていた」など少年サポートセンターについて余裕のある部署だと思っていたという回答が3名、活動内容やその権限についてよく知らなかったという回答が2名という結果になった。両結果から察するに、少年サポートセンターの存在自体については警察組織内で認知度が高いものの、実際の活動内容やその役割については深く知られておらず、警察組織内において少年サポートセンターの存在が浸透していない現状があると考えられる。

(2) 少年サポートセンターの存在意義 少年補導職員及び警察官が少年サポートセンターの存在意義をどのように捉えているかを測ることをねらいとして、警察内外で広報を行う際に少年サポートセンターの役割として何を強調するかを尋ねた。

警察外部に対して広報を行う際には、少年補導職員・警察官を問わず回答のあった14名全員が「非行少年に対する継続補導」や「立ち直り支援」を挙げた。一方で、警察内部に対し広報を行う際に強調する点について少年補導職員の回答は、その活動類型に関係なく少年非行への専門的組織であることを強調するものと、警察署に比べてより広域的な活動が行える点を強調するものとに分かれた。

本回答において注目すべきは警察内部と警察外部では、少年サポートセンターについての強調点が異なることである。警察外部に対しては「捜査ではなく立ち直り支援を専門として行う」すなわち「警察色」の薄い組織であることを強調しているのに対し、警察内部においては警察署よりも広域的に活動をしているという利点を挙げ、署の少年事件捜査に有力な情報を提供できる可能性を強調することで、警察における存在価値のアピールを図る必要があると思われている状況にあるといえる。

(3) 警察組織における少年補導職員の存在意義 少年補導職員の役割は何であるかを尋ねたところ、8名全員が少年の健全育成を目的として子どもへの支援を行う役割であると答えたことから、警察官とは違った視点で支援を行う「少年非行対応の専門職員」として、自らの存在意義を認識していることがうかがえる。

一方で警察官から見た少年補導職員について少年サポートセンター配属前後の印象を尋ねたところ、配属以前は「楽な仕事をしていると思っていた」など活動の内容や所属について誤解をしていたと言う回答が半分を占めていた。これに対し、配属後の印象については6名のうち5名が少年補導職員の業務の多忙さや少年非行・立ち直り支援についての専門性を持っていることを知ったと回答した。以上の結果からは、少年補導職員の役割に誤解があることも多いと推測される。また、少年補導職員から見た警察官への印象を尋ねた際、回答のあった4名の少年補導職員からは「事件捜査や検挙を重視し、

少年警察活動への理解が少ない」ことが挙げられていた。殊に少年関係課以外所属の警察官についてこの傾向が強かった。

(4) 少年サポートセンターにおける警察官の役割 少年サポートセンターにおける警察官の役割が何であるかについて、警察官を対象として設問したところ、少年警察活動規則第2条第12項に基づき⁴少年補導職員と同じく「非行防止と健全育成」を挙げた回答が3名あったが、他4名は「少年補導職員のサポート役」や「犯罪捜査対応」など、捜査権限を持つ警察官であるからこそ果たすことができる役割を回答していた。特に「少年補導職員のサポート役」という回答からは、少年補導職員は女性が圧倒的に多いため、暴力的な少年や保護者と対峙する場合など、警察官として培った経験を活かすことで少年サポートセンターがスムーズに活動できるように働きかけるという意図がうかがえる。

4 他機関との連携

そもそも警察は非行少年に対して支援を行う機関として位置づけられておらず、児童相談所のような一時保護権限も持ち合わせていない。したがって少年サポートセンターがその活動をより充実させるためには他機関との連携を強化する必要がある。

特に連携をとる機会が多いと考えられる児童相談所と学校について普段の連携状況について、担当者のうち「名前を知っている職員数」「顔を知っている職員数」「顔と名前が一致する職員数」「腹を割って喋れる職員数」を尋ねたところ、児童相談所に比べて学校との連携が活発であるという結果になった。この理由として、警察と学校との間には、スクールサポーター制度や学校警察連絡協議会など、普段からの連携を取る制度がすでに確立されているからだと考えられる。また、そもそも義務教育課程にある少年の大半が学校に通っているため、問題行動が発現する場面の多くが学校であり、非行少年対応においては警察と学校が連携を取らざるを得ない状況にあることも影響しているだろう。

さらに児童相談所及び学校の対応について疑問を覚えたことがあるかを聞

いた。まず児童相談所に対する疑問としては、担当者による対応の差のほか、保護者の同意が得られない困難な事案への対応が消極的であること、一時保護をなかなか受け入れてもらえないことが指摘されていた。ここには、児童の安全の確保を第一とする警察と児童福祉機関である児童相談所の違いが如実に表れていると言える。警察は些細な予兆であったとしても、危険性を察知すれば、虐待事案の場合は親子の分離を測ることを目指すのに対し、児童相談所は分離後の最終的な目標として親子の再統合を目指すため、警察が期待するスピードでの一時保護に踏み切れない状況にあるといえる。一方、学校側の対応については、学校担当者による対応の差を指摘する回答が目立ったほか、警察官から見て「(警察に比べて) 指揮命令系統がしっかりしていない」ことが指摘されていた。

また、児童相談所及び学校側から、少年関係課及び少年サポートセンターの対応について指摘された疑問点について尋ねた。児童相談所に関しては「通告事由についてもっと正確に記載してほしいと言われた」と回答した1名以外は回答がなかった。学校に関しても「学校が期待する対応に沿えないことがあり、不満を持たれていることはあると思う」や「情報提供が遅いと言われた」と回答した4名以外は回答がないという結果になった。各機関の活動の性質及び目的に違いがある以上、他機関からの少年関係課及び少年サポートセンターの対応に対する疑問があることは当然である。したがって、本設問に対する回答の少なさから、他機関特に児童相談所が抱えている上記の事情についての警察側の理解と、少年サポートセンター及び警察自身の対応を振りかえる自己反省の観点が薄いという問題点が表出している。

今以上に他機関との連携を推進するために、少年サポートセンターにはどのような対応が求められるかについて尋ねたところ、少年補導職員及び警察官共に「警察に対する不信感や認識のズレを埋める対応」の必要性が多く指摘されていた。少年サポートセンターがその性質上、警察組織内で特殊な存在であり「警察色」が薄いとはいえ、やはり警察組織に対する抵抗感やマイナスイメージが存在することを認識した上で、他機関の理解を得るための活動が必要であることを意味しているといえる。

5 考 察

本調査の対象となっている職員は15名と少なく、また、現在少年関係課に所属している職員であるため、一般の警察官及び警察職員の意識の全貌を明らかにしたとはいえないが、少なくとも同じ少年課に所属しながらも地域によって少年サポートセンターの運用実態及び少年補導職員の活動実態が異なっていることは如実に表れている。少年サポートセンターの運用実態が異なる背景には、少年非行の態様等の地域性が影響していると考えられるが、それ以外に警察組織内における少年サポートセンターについて充分に理解されていない状況も関係しているといえる。

つまり、少年警察活動規則上では少年サポートセンターの役割として少年相談業務等より専門性の高い知識や技能が求められる活動に従事するものとされているが、実際の活動実態を見ると必ずしも少年相談等に専念できているわけではなく、本調査においては半分以上の少年補導職員が生活安全課の事務を担当する機会が多いと回答している。これは、警察官ないし警察内部で少年サポートセンターに対する理解が薄く、その有用性や存在意義に対する認識が低いことが一つの要因として考えられる。

そもそも、警察における警察官と警察職員の定員数の比率は、警察官の方が圧倒的に多く、捜査機関であるという組織の性質上、捜査権限を持つことのできる警察官が組織における中心的存在となることは言わずもがなである。その中にあって少年警察活動規則上は、少年補導職員を中心的存在として位置づけている少年サポートセンターは、組織体制の面で警察組織内において異色の存在となっているといえる。同時に、警察は支援を行う機関として位置づけられていなかったため、非行防止及び事後的活動を担う少年サポートセンターは活動内容の面からも特異な存在となっており、他職員から理解されにくい現状にあると考えられる。したがって、少年サポートセンターについての警察組織内での理解度を向上させることが、少年サポートセンターがより機能を発揮するために必要だろう。

また、現行の法制度上は、警察組織は支援を行う機関として想定されてい

ないことから、児童相談所のように少年に対する一時保護の権限を有している機関と協力体制を構築することで、非行少年等への支援が充実すると考えられる。しかしながら、連携を取るにあたっての弊害として、他機関の抱く警察に対する「強権的介入」を恐れての抵抗感がある。本アンケート調査においては、少年サポートセンターが多機関連携のコーディネーター役を担うことができる可能性が指摘されている。これは、少年サポートセンターが捜査権限を持たず、また強制的な介入を行うことができない組織であるため「警察色」が薄いという利点によるものである。この利点を生かし、少年サポートセンターを警察側の窓口としてすることで、他機関からの抵抗を和らげ連携を強化することができるという意味でも、警察にとっての存在意義が見出せるように思う。

<付記>

最後になるが、今回の調査報告においては多くの方々にご協力いただいた。特にアンケート調査の実施にあたって警察庁をご紹介いただき、また調査項目についてご意見くださった田村正博教授、ご多忙の折にアンケート実施に快くご協力いただいた佐野裕子警察庁少年課理事官（当事）をはじめとする警察庁職員の皆様、アンケートにご回答いただいた少年補導職員と警察官の皆様に深い感謝の意を表して、謝辞とさせていただく。

本報告がここに記しきれない多くの方々のご支援を受けて成立していることを記し、重ねて御礼申し上げる次第である。

- 1 少年警察活動規則第2条第12項より「警視庁、道府県警察本部又は方面本部の内部組織のうち、少年補導職員又は前号に規定する知識及び技能を有する警察官（以下「少年補導職員等」という。）を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織として警察本部長及び方面本部長が定めるものをいう。」
- 2 名称が異なる地域も存在するが、本調査においては少年警察活動規則第2条第11項に基づき、少年補導職員と呼ぶ。
- 3 実地調査においては、街頭補導を1日のスケジュールのうち5割以上時間を割いている少年サポートセンターも存在しているため、当該回答者は厳密には街頭補導重視型とは呼べずむしろ「街頭補導・少年相談並列型」に当たるが、本調査においては他

類型と区別するために敢えてこの名称を用いている。

- 4 少年警察活動規則第2条12項によれば、少年サポートセンターには少年補導職員及び、専門的な知識と技能を有する警察官を配置するものとしている。本条においては、警察官も少年補導職員と同様に少年相談等の専門性の高い活動にあたることが定められていると解釈できる。